

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則の制定について

福岡県証紙代金収納計器取扱規則（昭和四十六年福岡県規則第三十四号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下「条例」という。）第五十七条第三項及び第五十七条の九第六項並びにアメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の種別割の徴収の臨時特例に関する福岡県税条例（昭和二十七年福岡県条例第三十五号。以下「徴収特例条例」という。）<u>第四条第五項の規定に基づき、証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）による自動車税の徴収について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(収納印の押印による納付の方法)</p> <p>第二条 条例第五十七条第一項若しくは第五十七条の九第二項、徴収特例条例第四条第三項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）<u>第六十一条の規定により自動車税（当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。以下同じ。）を納付する者（以下「納税義務者」という。）は、当該自動車税額に相当する金額を次条第一項の計器取扱人に納入し、収納計器により福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）に定める自動車税の申告書に当該納入金額に相当する金額を表示した証紙代金収納印（様式第一号。以下「収納印」という。）及び領収印（様式第二号。以下「領収印」という。）の押印を受けて、当該申告書を福岡県東福岡県税事務所長、福岡県北九州東県税事務所長、福岡県飯塚・直方県税事務所長又は福岡県久留米県税事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下「条例」という。）<u>第五十七條第三項及び第五十七條の九第六項</u></p> <p>の規定に基づき、証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）による自動車税の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(収納印の押印による納付の方法)</p> <p>第二条 条例第五十七條第一項又は第五十七條の九第二項若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六十一条の規定により自動車税（当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。以下同じ。）を納付する者（以下「納税義務者」という。）は、当該自動車税額に相当する金額を次条第一項の計器取扱人に納入し、収納計器により福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）に定める自動車税の申告書に当該納入金額に相当する金額を表示した証紙代金収納印（様式第一号。以下「収納印」という。）及び領収印（様式第二号。以下「領収印」という。）の押印を受けて、当該申告書を福岡県東福岡県税事務所長、福岡県北九州東県税事務所長、福岡県飯塚・直方県税事務所長又は福岡県久留米県税事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</p>